

特別定額給付金（1人10万円）について

対象者

基準日（令和2年4月27日）に、習志野市の住民基本台帳に記録されている方。受給権者は、原則、給付対象世帯の属する世帯の世帯主です。

郵送申請方式

5月13日（水）から発送開始

1 習志野市から申請書が届きます

申請書は基準日（令和2年4月27日）において、習志野市の住民基本台帳に記録されている受給権者（世帯主）に送付します。

約81,000世帯に順次郵送しますので、何回かに分けて発送しますことご了承ください。最終発送は5月27日（水）を予定しています。



2 習志野市へ申請書を提出

申請書に必要事項を記入し、振込先口座の確認書類と世帯主（受取人）の本人確認書類の写しとともに郵送してください。



オンライン申請方式

5月9日（土）から受付開始

1 専用サイトにアクセス

「マイナポータル」にアクセス

※利用には受給権者（世帯主）のマイナンバーカードが必要です。



2 専用サイトで申請

申請内容を入力し、振込先口座の確認書類（画像）をアップロードして、マイナンバーカードによる電子署名で本人確認。



5月22日（金）から順次 口座に振込

申請書類、確認書類の確認審査終了次第、順次振込を開始します。

確認書類とは？（以下のものの写し）

本人確認書類（代表的な物）

◆マイナンバーカード



◆運転免許証



◆健康保険証や年金手帳



振込先口座の確認書類



◆金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳やキャッシュカード

習志野市 生活支援・経済対策相談窓口

習志野市役所1階ロビー 電話：047-411-8771